

臨時代理報告第11号

鳥栖市教育委員会事務局組織規則及び鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

鳥栖市教育委員会事務局組織規則及び鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月12日

鳥栖市教育委員会  
教育長 佐々木 英利

鳥栖市教育委員会事務局組織規則及び鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 改正の理由  
放課後児童クラブ支援室の設置に伴うもの
- 2 改正の内容  
放課後児童クラブ支援室の設置に伴い、組織体制を整備する。
- 3 施行日  
令和5年7月1日

鳥栖市教育委員会事務局組織規則及び鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(鳥栖市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 鳥栖市教育委員会事務局組織規則(昭和48年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																																									
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び係を置く。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">部</th> <th style="width:35%;">課</th> <th style="width:50%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係、教育支援係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>教育指導係、インクルーシブ教育推進係</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食センター係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習推進係、文化財係、図書係</td> </tr> </tbody> </table> <p>(部長等の設置)</p> <p>第4条 部に部長、課に課長、係に係長を置き、必要により部に理事、次長及び副理事、課に参事、課長補佐、主幹、総務主査、主査、主任、主事、主任技師及び技師を置くことができる。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">部</th> <th style="width:35%;">課</th> <th style="width:15%;">係</th> <th style="width:35%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">教育部</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習推進係</td> <td>(1)～(7) 略</td> </tr> <tr> <td>(8) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> <td>(9)～(12) 略</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	係	教育部	教育総務課	総務係、教育支援係	学校教育課	教育指導係、インクルーシブ教育推進係	学校給食課	学校給食センター係	生涯学習課	生涯学習推進係、文化財係、図書係	部	課	係	係	教育部	略			生涯学習課	生涯学習推進係	(1)～(7) 略	(8) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u>	略			(9)～(12) 略	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課 <u>(室を含む。以下同じ。)</u> 及び係を置く。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">部</th> <th style="width:35%;">課</th> <th style="width:50%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係、教育支援係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>教育指導係、インクルーシブ教育推進係</td> </tr> <tr> <td>学校給食課</td> <td>学校給食センター係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"><u>放課後児童クラブ支援室</u></td> <td>生涯学習推進係、文化財係、図書係</td> </tr> <tr> <td><u>放課後児童クラブ支援係</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(部長等の設置)</p> <p>第4条 部に部長、課に課長、係に係長を置き、必要により部に理事、次長及び副理事、課に <u>室長</u>、参事、課長補佐、<u>室長補佐</u>、主幹、総務主査、主査、主任、主事、主任技師及び技師を置くことができる。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">部</th> <th style="width:35%;">課</th> <th style="width:15%;">係</th> <th style="width:35%;">係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">教育部</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">生涯学習推進係</td> <td>(1)～(7) 略</td> </tr> <tr> <td>(8)～(11) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>放課後児童クラブ支援室</u></td> <td style="text-align: center;"><u>放課後児童クラブ支援係</u></td> <td>(1) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	課	係	教育部	教育総務課	総務係、教育支援係	学校教育課	教育指導係、インクルーシブ教育推進係	学校給食課	学校給食センター係	生涯学習課	<u>放課後児童クラブ支援室</u>	生涯学習推進係、文化財係、図書係	<u>放課後児童クラブ支援係</u>	部	課	係	係	教育部	略			生涯学習課	生涯学習推進係	(1)～(7) 略	(8)～(11) 略	<u>放課後児童クラブ支援室</u>	<u>放課後児童クラブ支援係</u>	(1) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u>
部	課	係																																																								
教育部	教育総務課	総務係、教育支援係																																																								
	学校教育課	教育指導係、インクルーシブ教育推進係																																																								
	学校給食課	学校給食センター係																																																								
	生涯学習課	生涯学習推進係、文化財係、図書係																																																								
部	課	係	係																																																							
教育部	略																																																									
	生涯学習課	生涯学習推進係	(1)～(7) 略																																																							
			(8) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u>																																																							
略			(9)～(12) 略																																																							
部	課	係																																																								
教育部	教育総務課	総務係、教育支援係																																																								
	学校教育課	教育指導係、インクルーシブ教育推進係																																																								
	学校給食課	学校給食センター係																																																								
	生涯学習課	<u>放課後児童クラブ支援室</u>	生涯学習推進係、文化財係、図書係																																																							
			<u>放課後児童クラブ支援係</u>																																																							
部	課	係	係																																																							
教育部	略																																																									
	生涯学習課	生涯学習推進係	(1)～(7) 略																																																							
			(8)～(11) 略																																																							
<u>放課後児童クラブ支援室</u>	<u>放課後児童クラブ支援係</u>	(1) <u>放課後児童健全育成に関すること。</u>																																																								



